

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和四十一年広島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の注9中「~~中略~~」を「~~中略~~」に改める。

(広島県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県自然海浜保全条例施行規則(昭和五十五年広島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第九条」を「第十条」に、「国立公園の公園事業」を「国立公園事業」に、「第十条」を「第十六条」に改める。

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則(平成三年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十四号中「第十三条第九項又は第十四条第八項」を「第二十条第九項又は第二十一条第八項」に改める。

(広島県建設事業負担金条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県建設事業負担金条例施行規則(昭和三十六年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第二十九条」を「第三十六条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。